

原子力発電所の事故による居住困難区域内の土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税等の特例について

平成23年度地方税法の改正により、平成23年3月11日から当該区域の指定が解除されてから3か月を経過する日までの間に、下記に当てはまる土地または家屋を取得した場合、固定資産税及び都市計画税が減額されます。

1 代替土地の取得に係る特例

東日本大震災に伴う原子力災害に係る居住困難区域に所在した住宅の敷地の用に供されていた土地（居住困難区域内住宅用地）の所有者等が、当該区域の指定が解除されてから3か月を経過する日までの間に、代替土地を取得した場合には、当該代替土地のうち居住困難区域内住宅用地に相当する部分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなします。

※ 住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が減額されます。

- ・ 小規模住宅用地相当部分 : 固定資産税は6分の1・都市計画税は3分の1
- ・ 一般住宅用地相当部分 : 固定資産税は3分の1・都市計画税は3分の2

【対象者】

- ① 居住困難区域内の住宅用地の所有者（当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- ② 被災住宅用地の所有者に相続が生じたときの相続人
- ③ ①の三親等内の親族で代替家屋に①と同居する予定である者
- ④ ①が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

2 代替家屋の取得に係る特例

東日本大震災に伴う原子力災害に係る居住困難区域内に所在した家屋（居住困難区域内家屋）の所有者等が、当該区域の指定が解除されてから3か月を経過する日（同日後に新築されたものであるときは1年）までの間に代替家屋を取得した場合には、当該代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、最初の4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額します。

※ 他の減額特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は、適用後の税額に適用

【対象者】

- ① 居住困難区域内の家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- ② ①の者から家屋の全部又は一部を取得した相続人（その者の相続人を含む）
- ③ ①の三親等内の親族で①と代替家屋に同居する者 □
- ④ ①が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

3 特例適用を受けるための手続き

新たに固定資産税が課税される年度の初日の属する年の1月31日までに、市長あてに申告書等を提出してください。

なお、特例適用申告について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

茨木市 総務部 資産税課
電話: 072-620-1615
住所: 茨木市駅前三丁目8番13号